

国民年金に関する事務 全項目評価書（素案）
標準仕様書準拠システムへの移行に伴う主な変更内容

- 1 標準仕様書準拠システムへの移行に伴う連携システム及び事務の流れについて追記（評価書 P 6～11）

令和 7 年 1 月より稼働予定の標準仕様書準拠システムへ移行後の連携システム及び事務の流れについて追記しました。※移行後は標準化基本方針に定めるガバメントクラウドを使用します。
- 2 標準仕様書に準拠した住民記録システムの開発・保守委託について追記（評価書 P 14、P 15）

標準仕様書に準拠した住民記録システムの環境構築及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識が必要であることから、当該業務を専門事業者へ委託します。
- 3 ガバメントクラウドにおける特定個人情報の保管場所・消去方法について追記（評価書 P 17）
 - (1) 保管場所

特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されます。
 - (2) 消去方法

特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されます。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはありません。また、HDD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、ガイドラインや国際規格（NIST 800-88、ISO/IEC27001 等）にしたがって確実にデータを消去します。
- 4 ガバメントクラウドにおける特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・技術的対策について追記（評価書 P 25、26）
 - (1) 物理的な対策の内容

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っています。また、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしています。
 - (2) 技術的な対策の内容

国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっており、地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じています。クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やサイバー攻撃（DDos）対策を 24 時間 365 日講じ、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行います。

ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成します。